

岩手県監査委員告示第18号

監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成26年3月25日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
 岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎  
 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成13年岩手県監査委員告示第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）		
開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額	開示の実施の方法	区 分	金 額
複製物の 交付	1 <u>フレキシブルディスク</u>	<u>1枚に</u>	<u>40円</u>	複製物の 交付	1 <u>光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1枚につき80円</u>
	<u>カートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>つき</u>				
	2 <u>光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1枚に</u>	<u>80円</u>			
	<u>つき</u>					
	3 <u>光ディスクカートリッジ（日本工業規格X6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1枚に</u>	<u>440円</u>			
	<u>つき</u>					
	4 <u>録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1巻に</u>	<u>120円</u>			
	<u>つき</u>					

	5	ビデオカセットテープ (日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	190円
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1	乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	白黒	1枚につき 10円 (両面に複写した場合には、20円)
			カラー	1枚につき 40円 (両面に複写した場合には、80円)
	2	1に掲げる以外の写し	1枚につき 当該写しの作成に要する費用に相当する額	

様式第1号(第3条関係)

[略]

[略]	
開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付(□窓口での交付 □送付による交付) (複製物の区分 <input type="checkbox"/> フレキシブルディスク

	2	1に掲げる以外の複製物		当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1	乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	白黒	1枚につき10円 (両面に複写した場合には、20円)
			カラー	1枚につき40円 (両面に複写した場合には、80円)
	2	1に掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額	

様式第1号(第3条関係)

[略]

[略]	
開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付(□窓口での交付 □送付による交付)

	<u>クカートリッジ (FD) □光ディスク</u> <u>(CD-R) □光ディスクカートリッ</u> <u>ジ (MO) □録音テープ □ビデオテ</u> <u>ープ)</u> [略]		[略]
	[略]		[略]
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の個人情報保護規程」という。）別表第2の規定は、この告示の施行の日以後にされた開示請求（個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第11条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第3号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（監査委員が受理したものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 改正後の個人情報保護規程に定める様式は、この告示の施行の日以後に提出する請求書について適用し、同日前に提出した請求書については、なお従前の例による。
- 4 この告示による改正前の監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。